



占用許可基準緩和 による

助成限度額

10 万円

助成率

2/3

テラス営業支援事業

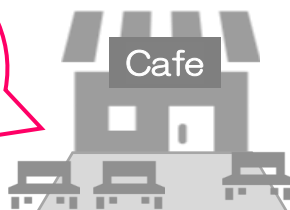
受付期間

令和2年 8月3日(月) ~ 10月31日(土)

道路占用許可基準の緩和措置（裏面参照）等を活用してテラス営業等を行う際に使うイスやテーブル等を新たに調達する経費の一部を、都内で飲食店を営む中小企業者（個人事業者を含む）等 に向けて助成します。

道路占用許可 のケース

店舗に隣接する道路が
国道・都道・市区道路で
あり、「道路占用許可基
準の緩和措置」の届出済
である場合が対象です



食品関係営業許可を有する
中小企業者等（個人事業者を含む）

道路占用許可基準の緩和措置等を活用した
テラス等営業

対象者	食品関係営業許可を有し、道路占用許可基準の緩和措置等を活用してテラス営業等を行う 都内中小企業者（個人事業者を含む）・一般財団法人・一般社団法人・NPO 法人
受付期間	令和2年8月3日(月) から 10月31日(土) まで 郵送・消印有効
対象経費	テラス営業等に使用するイス・テーブル等を新たに調達する経費 ※占用許可書で認められた仮設施設（イス・テーブル等）を6月5日から11月30日までに新たに調達する経費
助成限度額	10万円（申請できる助成金の下限額：1万円）
助成率	助成対象と認められる経費の3分の2以内（千円未満は切捨て）

公社 テラス 助成金



<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/terrace.html>



※ **道路占用許可基準の緩和措置**とは… 新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置。地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等がテラス席やテイクアウト等の路上営業を行う基準が緩和されたもの。

許可対象エリア：道路（国道・都道・臨港道路・区市町村道）、都立公園（含海上公園）、再開発等促進区、特定街区内の有効空地



食品関係営業許可を有する
中小企業者等（個人事業者を含む）、一般財団法人、一般社団法人、NPO 法人

道路許可申請者等から、以下を入手
（１）占用許可書の写し
（２）申請書所定欄への記入・捺印



管轄保健所等 へ
（１）テラス営業等について相談・確認
（２）必要な届出等の実施

公社 Web サイトから申請書をダウンロード

申請書の作成

- ・申請書（公社指定様式）
- ・テラス営業を行う場所の周辺図
- ・食品関係営業許可書
- ・納税証明書（原本）
- ・直近１期分の確定申告書
- ・履歴事項全部証明書（原本）又は 開業届等届出書（写し）
- ・占用許可書 及び 事業計画書等占用許可申請に係る添付書類

申請書の提出（郵送のみ） ➡ 交付決定予定日

第1回 8月3日（月）～ 8月31日（月）消印有効 ➡ 9月16日（水）以降
第2回 9月1日（火）～ 9月30日（水）消印有効 ➡ 10月16日（金）以降
第3回 10月1日（木）～10月31日（土）消印有効 ➡ 11月16日（月）以降

※上記の受付期間中でも、予算額に達した時点で締め切ります。

助成事業の実施 ➡ 実績報告書の提出 ➡ 完了検査 ➡ 助成金額の確定

助成金の受け取り



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

テラス営業支援事業事務局



お問い合わせ

03-3251-7866（平日9：00～16：30）

公社 テラス 助成金



<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/terrace.html>